

第1部 事業報告書

航空医学研究センターは、航空機乗組員の航空身体検査の実施、航空に関する医学的・人間工学的な研究の推進、航空医学等に関する知識の普及及び指導を図り、もって民間航空の安全に資することを目的としている。平成23年度においてもこれらの目的を達成するため、次のとおり各事業を実施した。

1. 検査事業

当センターにとって最重要の事業項目である検査事業については、航空身体検査を受ける航空機乗組員にとって受検しやすい体制及び施設にて効率的に実施するとともに、検査コストの低減に努めた。

しかしながら本年度は、最大顧客である日本航空の他医療施設での受検の方針を受け、設立以来の厳しい環境の下、文字通り生き残りをかけて、種々の費用削減策を実行せざるを得ない過酷な一年であった。

主たる削減策としては、①センター職員の削減（常勤9名→3名）と非常勤採用への雇用形態の変更、②事務所および診療所の移転による固定費の圧縮、③出張検査方式の採用（全日空一部施設を借用し、指定医・検査医が出向いて検査する方式）による設備費の圧縮、加えて、検査実施日を週2日（水・金曜日）として、検査の集約に努めた。

また、検査事業を通じて航空身体検査証明制度の運用上の問題点をチェックし、航空当局に必要な情報を提供した。

尚、平成22年5月に行われた政府与党の事業仕分けを受け、本年度においても、従来からの総費用総精算方式を改め、単価方式（公表単価は前年実績の36,000円/件）とした。

（1）航空身体検査

航空運送事業に従事する航空機乗組員を対象に、航空法に基づく航空身体検査及び加齢航空機乗組員の付加検査を実施した。

航空身体検査は、内科、眼科、耳鼻咽喉科及び精神神経科の4科体制で実施した。

しかし前述の通り、本年度より航空身体検査件数の6割弱を占有してきた日本航空の他医療機関への流出により、本年度実績は、前年比41.8%の2,590件であった。内訳は次頁の表のと

おりであるが、全日空およびその他の受検者がほぼ横ばいだったため、日本航空の減少分がそのまま大幅減の数字に如実に表れている。

加齢航空機乗組員の付加検査件数は、日本航空が既に前年より加齢航空機乗務員の採用を見合わせていたことから、航空身体検査数ほどの劇的な減少は見られないものの、平成22年4月28日の技術部長通達により、当センター以外でも受検可能となったことが影響し、前年比**91.9%**の**752件**となった。

このような厳しい環境下で、検査件数の大幅減少に歯止めをかけるべく、新規顧客開拓とさらなる各種対策を実施し、経費の節減に努めた。

区 分	日本航空	全日本空輸	他	合 計
航空身体検査 (前年比)	0件 (0%)	2,380件 (100.0%)	210件 (92.9%)	2,590件 (41.8%)
付加検査 (前年比)	0件 (0%)	317件 (109.3%)	435件 (82.4%)	752件 (91.9%)

(2) 航空大学校入試身体検査

本年度は諸般の事情により、本件の業務受託は実施できなかったものの、来年度以降の業務受託に向け、受入準備を周到に整備して積極的受注に努める。

2. 研究事業

航空医学の発展を通して航空の安全に寄与するため、当研究センターに設置している航空医学問題懇談会の場で、航空身体検査のより適切な実施、航空医学が直面する諸問題、内外の航空医学に関する諸動向等について討議を行いつつ、下記の項目について研究を行った。

(1) 自主研究

本年度は、各種節減策および人員配置の見直し等による影響もあり、課題をより集約する方式にて調査研究を実施した。

① 加齢航空機乗組員の医学適性に関する研究

前述の通り、現在加齢航空機乗組員の付加検査は当センターだけではなく、全ての指定航空身体検査医において実施することが可能となったため、本年度は当センターで実施した付加検査のみが対象となっている。

当センター実施分について、データベースの構築を行い、不合格件数とその内容の把握など集計・とりまとめを行なった。

(2) 航空局等からの委託を受けて行う調査研究等

① 航空身体検査基準及びマニュアルの見直しに関する調査

平成24年度の航空身体検査基準・マニュアル改正に備えて調査を実施した。現行マニュアルについて、航空会社産業医からの意見聴取をもとに課題を抽出し、過去当センターにおいて行ってきた調査・研究資料や大臣判定事例を踏まえて、具体的な提案を示した。さらに、国際標準（ICAO）との比較を行い、マニュアル改正に資する資料とした。

② 「加齢乗員の互乗に関する検討委員会」運営・とりまとめ

加齢乗員を組み合わせる乗務させることの可否、加齢乗員に対する今後の取扱い、航空の安全を維持するための方策等、安全性を確保しつつ、経験豊富な加齢乗員の有効活用を検討する委員会を立ち上げ、航空医学面の観点から十分な検討を実施し、今後のあり方に関する指針を提示した。

3. 普及指導事業

(1) 指定医講習会の開催

航空局が主催する全国の指定医に対する講習会については、平成23年度においても当センターがこれを受託して実施し、新たな指定医の指導・育成、及び現指定医の検査水準の向上に寄与した。

(2) 指定医相談窓口の運用

航空局の要請により、平成14年度から全国の指定医を対象とする相談窓口を開設している。本年度においても、電話又は電子メール、インターネットなどを通してリアルタイムに各指定医の疑問に答えていくことにより適正な航空身体検査証明の実施に寄与した。

尚、本年度下期以降は当センターの人員減少により、インタ

ーネットホームページの一般の方々向けの「相談窓口Q & A」は休止とし、主に電話による対応で実施している。

(3) 航空医学に関する講義、講演について

航空大学校、航空保安大学校をはじめ、一般大学・各種団体に対し、航空医学に関する講義、講演を行った。さらに航空医学に関する知識を広く一般に共有してもらおうべく、シンポジウムを開催した。

(4) ホームページの運営

インターネット上に開設したホームページを適時更新し、航空身体検査及び航空医学に関する最新の情報を航空関係者はもとより広く一般の方々にも提供した。

また、インターネットを通じて、センター発行の航空身体検査の手引き、航空医学教育ビデオ等の販売を行った他、航空身体検査証明申請用紙等のダウンロードサービス等、航空機乗組員及び指定医に対して便宜を図った。

法改正に対応可能とするため、平成24年6月中を目途に改修を実施する。

(5) 乗務員の健康管理サーキュラーの発行

「脳卒中」について、知識付与とより理解を深めることを目的とする航空機乗務員向けサーキュラーを発行し、各エアラインおよび関係各所に配布を行った。